

## 付議 第 7 号

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の  
共通業務に係る連携協約に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 29 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組  
織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高  
知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求  
めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務を連携して処理することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

平成 年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約

高知県（以下「甲」という。）及び高知市（以下「乙」という。）は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館（以下「オーテピア高知図書館」という。）において、高知県立図書館と高知市立市民図書館とが行う業務のうち、それぞれの図書館に共通する業務（以下「共通業務」という。）を連携して処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、高知県立図書館と高知市立市民図書館の共通業務を効率的かつ安定的に実施していくため、役割分担を明確にした上で相互に連携して取り組むことにより、もってオーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民及び高知市民の暮らし及び仕事に役立ち、併せて本県の読書環境及び情報環境の充実及び向上に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、高知県立図書館及び高知市立市民図書館の休館日、開館時間等を始め、図書館の管理運営に関する必要な事項について、方向性及び内容を合わせるとともに、共通業務の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

（共通業務の内容及び役割分担）

第3条 共通業務の内容及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条の役割分担に基づいて甲又は乙が共通業務を実施するために要する経費は、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、共通業務のうち、施設管理等業務については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき甲と乙とが協議して定める事務の委託に関する規約（別表において「事務委託規約」という。）の定めるところによるものとする。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

（協議）

第6条 甲及び乙は、共通業務の遂行について適用される甲及び乙の条例、規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と乙とが協議するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第7条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲と乙とが協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を得るものとする。

（疑義の決定等）

第8条 この連携協約に関し疑義のあるとき又はこの連携協約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この連携協約は、高知県知事及び高知市長がこの連携協約を締結した旨の告示をした日から効力を生ずるものとする。

別表（第3条関係）

共通業務	内容	役割分担	
		甲	乙
事業企画・ 広報業務	新たなサービス・取組の企画、専門機関と連携したイベント等の企画・実施のほか、広報の企画・実施、視察対応、職場体験学習の受入れ等を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
調整・管理 ・運営業務	予算、事業、研修計画等の調整、サービス計画を始め事業の進捗管理・評価、図書館協議会の運営等を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
システム管理・ 運営業務	図書館情報システム及びホームページの管理及び運営を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
窓口等での 直接サービス 業務（課題 解決支援サ ービス業 務を除く。）	窓口における図書館資料・情報の貸出し、返却、閲覧、予約、レファレンスサービス等のほか、企画展示、イベント、出前図書館等を実施する。	乙と相互に連携しながら実施する。ただし、県内の子ども読書活動支援については、甲が主体となって乙と連携しながら実施する。	乙が主体となって甲と相互に連携しながら実施する。ただし、県内の子ども読書活動支援については、甲と連携しながら実施する。
課題解決支 援サービス 業務	専用カウンターでの資料及び情報の提供並びに専門機関の紹介のほか、専門機関と連携した相談会、企画展示等（この表において	乙と相互に連携しながら実施する。ただし、窓口以外業務等については、甲が主体となって乙と連	甲と相互に連携しながら実施する。ただし、窓口業務等については、乙が主体となって甲と連携し

	<p>「窓口業務等」という。)を開催する。</p> <p>また、窓口で即時に対応できない調査、照会等への対応及びアウトリーチを行う専任司書による専門機関との関係づくりのほか、専門機関と連携したセミナー等の企画、広報等（この表において「窓口以外業務等」という。）を行う。</p>	携しながら実施する。	ながら実施する。
施設管理等業務	施設管理等業務については、事務委託規約の定めるところによる。		

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、県及び高知市の協議により連携協約を締結し、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務を連携して処理することについて、同条第3項の規定により、県議会の議決を求めるものである。